

個表（支援業務の概要等）

指 定 番 号 ・ 指 定 年 月 日		千葉県支援法人第 0045 号	令和 7 年 6 月 12 日
法 人 の 名 称		株式会社エルデロ	
支援業務を行う事務所の所在地		千葉県美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト 20 階	
連 絡 先 （ T E L ）		043-213-2088	
支 援 業 務 を 行 う 区 域		千葉県、松戸市	
支援業務の対象とする住宅確保要配慮者	法及び省令で定める者	千葉県賃貸住宅供給促進計画で定める者	
	☒ 低額所得者 ☐ 被災者（発災後 3 年以内の災害による） ☒ 高齢者 ☒ 障害者 ☐ 子どもを養育する者 ☐ 外国人 ☐ 中国残留邦人 ☐ 児童虐待を受けた者 ☐ ハンセン病療養所入所患者 ☐ DV（ドメスティックバイオレンス）被害者 ☐ 拉致被害者 ☐ 犯罪被害者 ☐ 生活困窮者自立支援法に基づく援助を受けている者 ☐ 保護観察対象者・更生緊急保護を受けている者 ☐ 東日本大震災による被災者	☐ 海外からの引揚者 ☐ 新婚世帯 ☐ 戦傷病者 ☐ 児童養護施設退所者 ☐ L G B T（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー） ☐ U I J ターンによる転入者 ☐ 住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者 ☐ 更生保護対象者その他犯罪をした者等 ☐ 令和元年房総半島台風・東日本台風及び 10 月 25 日の大雨による被災者	
支援業務の範囲	☒ 相談対応（緊急時対応を含む）及び居住支援サービスのコーディネートに関する業務 ☐ 家賃債務保証 ☒ 安否確認・見守り ☒ 緊急連絡先の提供 ☒ 家財整理・家財処分 ☒ 死後事務受任 ☐ その他知事が認めるもの （ ） ☒ 上記に掲げるもの以外の支援業務 （家族信託の提案による財産管理の支援）		

(注意事項)

・支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の「法及び省令で定める者」欄に記載のある住宅確保要配慮者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条及び同施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第3条の規定に基づく住宅確保要配慮者を省略して記載したものです。